

那覇 MICE 受入推進事業
MICE 市民講座支援業務委託 企画提案仕様書

委託業務名

MICE 市民講座支援業務委託

1 業務目的

本業務は、2027 年 3 月に開催予定の「第 138 回日本森林学会大会」と連動した各種連携事業を実施するものである。本事業の最大の目的は、MICE の開催を契機とした「MICE レガシー」を創出し、学术界の知見の普及や体験機会の創出など、市民生活に豊かに還元されるものであることを、広く市民に認知・実感してもらうことである。そのうえで、森林環境や地域の木材文化への理解深化とシビックプライドの醸成を図ることを目指す。加えて、本市が MICE の開催契機を捉え、地域独自の課題や文化と掛け合わせた連携や機運醸成の姿勢を、市民向け事業を通して学会関係者へアピールすることは、参加者に対して「次回は自身の所属学会も那覇市で開催したい」という意識を高め、将来の MICE 誘致やリピート開催につながることを目指すものである。なお、各種事業の具体的な内容詳細については、本趣旨およびレガシーの創出を見据えた提案者の創意工夫を期待するものである。

2 委託期間

契約締結の日から 2027（令和 9）年 2 月 26 日（金）まで

3 業務内容

（1） 市民向けオープンセミナー及びワークショップ、展示ブースの企画、当日運営

本学会の開催に先立ち、有識者による市民向けオープンセミナーと木材を活用したワークショップを企画・運営すること。これらの内容は、参加者への森林保護および木材利用促進の普及啓発となるよう工夫するとともに、公開シンポジウムへの参加誘因につながるものとする。すべてにおいて参加者からの参加料は徴収しない。詳細は以下の通り

ア 市民向けオープンセミナー

- ・森林や木材と那覇市を関連づけ、かつ「首里城」を含んだ内容を中心とした構成となる企画提案を求める。セミナーの形式は講話形式に限定するものではなく、パネルディスカッションや複数によるクロストークなど、より効果的な形式での提案も可能とする。
- ・登壇者の選定においては、テーマに精通し、参加者の理解を深めることができる講師（複数名も可）を選定すること。なお、学術的知見の還元や MICE 連携の効果を高めるため、可能な限り

本学会の関係者との連携を図り、登壇者として参画させる等、相乗効果が期待できる選定に努めること。

イ 木材ワークショップ及び展示ブース

(ア) 木材ワークショップ

- ・参加者の安全に最大限配慮した計画、運営を行うこと。
- ・木材と触れ合える機会の創出となるようにすること。
- ・使用する材木は、①沖縄県産木材、②宮崎県産飫肥杉、③国産木材の順に優先して調達、選定すること。
- ・オープンセミナーの内容との関連性を図り、参加者がセミナーで得た知識を実践的に深められるような内容とすることが望ましい。

(イ) 展示ブース

オープンセミナーおよび木材ワークショップの来場者向けに、以下の内容を含む展示パネルを製作し、ブースに設置すること。

(a) オープンセミナーの内容に深く関連する情報、および森林環境譲与税の活用意義

オープンセミナーのテーマ（首里城復元と森林・木材文化の繋がりなど）に深く関連する情報を可視化・整理した内容とすること。あわせて、本イベントが「森林環境譲与税」を活用して実施されていること、ならびに同税がもたらす森林保全や木材文化継承への具体的な意義・役割について、来場者が直感的に理解できるような分かりやすい解説やグラフィックを盛り込んだ構成とすること。

(b) 本イベント（オープンセミナー、木材ワークショップ）の開催趣旨と実績報告

本イベントの内容や、森林環境譲与税を活用して実施された意義を伝えるため、当日の様子や記録をまとめた内容とすること。その際、単なるイベント報告にとどまらず、本市が主体的に MICE の地域連携や機運醸成に取り組んでいる姿勢が明確に伝わる構成とすること。なお、当該パネルは、2027 年 3 月 15 日・16 日開催の日本森林学会におけるパネル展示にて活用するため、契約終了までに納品すること。

(c) パネルのサイズおよび構成

各パネルのサイズは以下の①または②順守した上で、(a)(b)の内容を最も効果的に伝えるための最適なレイアウトや規格の組み合わせ（枚数構成）を提案すること。

①A0 サイズ（縦 1,189mm×横 841mm）1 枚（縦型）

②A1 サイズ（縦 594mm×横 841mm）2 枚（横型）

（例：(a)は A0 縦 2 枚で構成し、(b)は A1 横 2 枚で構成など）

ウ 参加者募集、広報に関すること

(ア) 参加者募集、受付

本イベント（オープンセミナー、木材ワークショップ等）の参加者募集、事前申込の受付、問い合わせ対応、当日の受付対応等の運営業務は、原則としてすべて受託者の責任において一括して実施すること。

(イ) 広報

広報活動については、受託者が主体となって計画・実施するものとする。

なお、委託者が協力可能な広報支援は以下の通りとするが、これら以外の効果的な広報・集客プロモーションについては、委託料の範囲内において受託者からの積極的な企画提案・実施を求める。

【委託者（那覇市）による広報協力範囲】

- ・ 那覇市広報誌への記事掲載（掲載枠の調整および発行スケジュールに準ずる）
- ・ 那覇市公式ホームページへの掲載

エ 開催日時・場所・タイムスケジュール・対象者について

本仕様書 3（1）ア、イに定める業務の開催日時・場所・時間・主な対象者に関する要件は次の表にまとめるものとする。

	オープンセミナー	木材ワークショップ
日程	2027 年 2 月 6 日（土曜日）	
時間	9 時～18 時（準備撤去の時間を含む）	
場所	ほしぞら公民館 大ホール ※控室として同公民館の PC 室、工作室を利用可能	
想定定員 対象要件	・100 名程度 ・市内在住かつ小学生以上の学生、一般の方	・50 名程度 ・市内在住かつ小学生以上の学生、一般の方 ・オープンセミナーに必ず参加いただくこと。 ・ワークショップのみの受講は不可。

(2) ノベルティ製作

第 138 回日本森林学会にて開催される公開シンポジウムで参加者に配布する記念のノベルティを製作すること。作成数、素材、デザイン、配布方法について以下に定める要件を満たしたうえで、魅力的なノベルティの企画・製作の提案を求める。

作成枚数 800 個

素材 ・木材を使用すること

・使用する材木は、①沖縄県産木材、②宮崎県産飫肥杉、③国産木材の順に優先して調達、選定すること。

デザイン ・過度に大きくなく、持ち運びやすいデザインであること。

・森林譲与税を活用して作成されることがわかるよう表示を行うこと。（表示方法は問わない。市で作成したロゴマークを活用も可能）

・製作物に関する著作権、意匠権等の知的財産権については、委託者に帰属するものとし、納品時に権利処理が全て完了しているなど、第三者の権利を侵害しないことを条件とする。



4 成果物

本業務の成果として、以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) 本業務実績報告書（実施報告書の内容含む）：1部、電子データ1式
- (2) 製作物
- (3) その他委託者が指定するもの

5 委託者との調整

本業務を遂行するに当たっては、委託者との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を行うこと。また、次の各号について、遵守すること。

- (1) 資料提出の協力について

本業務は那覇市森林譲与税基金を活用しており、基金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は契約終了後であっても求めに対して資料の提出及び説明等に応じること。

- (2) 業務委託期間中に想定される事態に対応する体制をとること。
- (3) その他、本業務の実施に際し、委託者の要請に速やかに応じること。

6 成果の帰属及び秘密の保持

- (1) 本業務により得られた成果物、著作権は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本件業務で取得した全ての財産は原則、委託者へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた全ての知的財産権は、委託者へ帰属する。
- (3) 秘密の保持
 - ア 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
 - イ 受託者は、本業務で知り得た事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 その他

(1) 関係書類の保存

本業務の実施に係る一切の経費（仕入費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。
また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、委託者からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。なお、経費支出については、森林環境譲与税の制度対象とならない場合があることから、疑義のある場合は、事前に委託者に照会すること。

(2) 対象経費

本事業に係る対象経費は、以下のとおりとする。

ア 直接人件費

本業務に従事する者の作業時間に対する人件費

イ 直接経費

本業務の実施に係る経費（消耗品費、印刷製本費ほか、その他諸経費）。

ウ 再委託・外注費

受託者が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（準委任契約、請負契約の契約体系を問わない）。

エ 一般管理費

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。

（ア 直接人件費＋イ 直接経費）×一般管理費率（10%以内）により算出すること。

オ 消費税及び地方消費税

委託契約は一般に消費税法上役務の契約に該当し、原則として経費全体が消費税及び地方消費税の課税対象となるため、事業に要した経費は税抜き額で計上し、その後、事業費と一般管理費の合計額に消費税率10%分を加算するものとする。

なお、消費税の計算につき、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、委託者及び受託者の協議の上、決定する。

以上